

法人の実質的支配者情報に関する新制度の方向性に対する意見

全国中小企業団体中央会

法人の実質的支配者情報に関する新制度の目的・必要性については十分理解しており、制度の導入自体については前向きに受け止めている。

一方で、中小企業・小規模事業者においては、人員や事務体制が限られているため、実質的支配者情報の把握・確認、届出書類の作成、情報変更時の管理等に係る実務負担が新たに生じる可能性がある。

とりわけ、中小企業・小規模事業者の実情として、①実際には株券を発行していない会社があること、②株券を交付しないまま株式譲渡が行われている場合があること、③取締役の任期を 10 年としており、長期にわたって登記変更が行われていないケースが見られること等により、同族間で支配権の認識に相違が生じている場合がある。

実質的支配者の届出・変更時には、支配権に起因する親族間の見解の相違が顕在化する可能性もあるため、現場に混乱が生じることのないよう、制度運用に当たっては十分かつ丁寧な対応をお願いしたい。

本制度の導入に当たっては、中小企業・小規模事業者に過度な時間的・経済的負担を生じさせることのないよう、①入力・確認・提出の各工程を可能な限り簡潔にするなどの届出手続の簡素化、②事業者が制度を正しく理解し、円滑に準備できる十分な周知期間の確保、③判断に迷わない説明および具体的な手順等を示した分かりやすい手引き・ガイドラインの作成、④疑問や個別事情に対応できる相談窓口の設置など相談体制の整備について、十分にご配慮いただきたい。